○名寄地区衛生施設事務組合非常勤職員取扱要綱

（平成27年３月24日訓令第１号）

（目的）

第１条　この訓令は、別に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第22条第５項に基づき任用される臨時的任用職員を除き、管理者の権限に属する事務を補助する非常勤の職員（附属機関の委員及び専門委員等を除く。以下「非常勤職員」という。）の取扱いについて必要な基準を定め、人事の適正な管理を図ることを目的とする。

（他の訓令の準用）

第２条　この訓令の施行に関し必要な事項については、名寄市非常勤職員取扱要綱（平成18年名寄市訓令第22号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「管理者」、「総務部長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

附　則（平成27年３月24日訓令第１号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。